



弾圧の実態

ビルマ2007年民主化蜂起を封じ込める軍事政権

第1章 概要

2007年8月から9月にかけて、ビルマの民主化活動家と仏教僧、一般市民はラングーン市内や全国各地でデモを行い、20年近く続く独裁政権と軍政指導部による経済運営の失敗に対して、非暴力的な手段で抗議の意志を示した。軍政支配に反対する運動はビルマ全土に広がっており、小規模な抵抗運動が日常的に起きているものの、軍政はたいへん抑圧的な政策を行っているため、反政府感情が人々を巻き込んだ形で表面化することはほとんどなく、今回に匹敵する大衆的な蜂起は1988年8月以降発生してこなかった。軍政側は1988年と同様に、運動に対して死傷者を出す残酷な弾圧を行った。このためビルマ国民は再び自らの意見を表明する手段を奪われ、その方法を再び見出そうと苦闘している。

ビルマ政府による弾圧策には、丸腰のデモ参加者に対する警棒による襲撃や暴行、恣意的な大量逮捕、デモ隊への度重なる水平射撃などがあった。治安部隊は仏教僧や女性出家者をデモに参加させないように、僧院数十カ所を夜間に襲撃し、数千の僧侶を強制還俗させようとした。今回の運動指導者や反対政党の党员、88世代学生グループの活動家は当局に行方を追われ、逮捕されている。そして逮捕や身柄の拘束は現在も続いている。

軍政指導部は、弾圧の恐るべき実態を国際社会から隠すために非常に強硬な手段を用いている。外国人ジャーナリストの入国や滞在は認められず、国内の報道機関を完全な支配下に置かれている。多くの現地ジャーナリストが弾圧後に逮捕されており、インターネット

トや携帯電話は、国外への情報や写真、動画の送信に広く使われたために、一時回線が遮断された。現在もなお厳密な管理が行われている。

もちろんこうした情報統制策の効果は部分的なものにとどまった。というのもテクノロジーに通じた勇敢な人々の努力により、デモや弾圧の様子を伝える携帯電話の動画が国外に送信され、世界中のテレビ番組で放映されたからだ。こうした試みは、ビルマ軍政が権力維持のために用いることをいとわない暴力や弾圧の実情を一部であれ知らせる機会となった。

ヒューマン・ライツ・ウォッチの調査担当者は、ラングーンでの一連の事態を目撃した百人以上に詳しいインタビューを行った。本報告書はこれらの証言に基づくもので、抗議行動の様子と、その後に起きた暴力的な弾圧と大量逮捕の実態を詳しく伝えるものである。インタビューの対象者は、抗議行動に参加した僧侶や一般市民の他、指導的な立場にある僧侶、抗議行動を組織した人々、国際機関の職員である。本報告書ではラングーンでの出来事に焦点を当てた。また既に報道があったものの、軍政による規制や調査に伴うリスクによって、証言者が得られなかった多くの陰惨な出来事や暴行事件についての報告は見送っている。したがって本報告書は完全なものではない。実態を明らかにし、すべての出来事の内容や犠牲者を特定し、弾圧が各方面に及ぼした結果を突き止めるためには更なる調査が必要である。

様々な制約にもかかわらず、本報告書には、弾圧とその後の事態の推移に関して、現時点で得られる最も詳細な情報が収録されている。本報告書が収録した目撃者の一次証言は、軍政当局が都合良く提示するよりもずっと多くの人々が犠牲になっていることを示すものである。また同時に、抗議行動後も長期にわたって軍政が行っている、僧侶や学生のほか、改革を平和的に求める人々への組織的かつ、しばしば暴力的な追跡の実態を明らかにするものでもある。

* * *

今回の抗議行動は2007年8月中旬に始まった。一つの原因は、現軍事政権＝国家平和開発評議会（SPDC）が石油燃料と天然ガスに対する補助金を撤廃し、一部商品の価格が一夜にして最大5倍になったことである。8月19日には、「88世代」学生グループ（1988年の民主化蜂起で中心的な役割を担った人々からなる）がラングーンで約400人を集めて、平和的なデモを実施した。直接の問題は確かに商品価格の高騰だったが、19日とそれ以後に続くことになる抗議行動はまた、人々の間に蓄積された怒りの反映であり、根底的な政治改革を実現し、軍政の強権的な支配を集結させようとする人々の目に見えない働きかけの成果でもあった。

軍政はこの動きに即座に反応した。8月21日には、88世代学生グループなど複数の組織の指導部の大半が逮捕され、25日までに100人以上の活動家が拘束された。さらに軍政は「大衆的な」民間御用組織である連邦団結開発協会（USDA）と、暴力的な民兵部門である「スワンアーシン」のメンバーを使ってラングーンの街頭を監視し、なおも抗議行動を続けようとする人々を手当たり次第に暴行・逮捕した。この弾圧にもかかわらず、ラングーンでは抗議行動への人々の参加は止まず、ビルマ各地にも動きが波及していた。

9月5日、国内第二の都市マンダレーに近い、仏教の中心地パコックでは、物価上昇に抗議するプラカードを掲げた僧侶の一団がデモを行った。このことが抗議行動に新たな展開を生んだ。僧侶たちは、抗議行動を支持する市民数千人から歓声で迎えられた。国軍はこのデモに暴力的に介入し、僧侶の頭上で空中に威嚇射撃を行い、僧侶や見物人に暴行を加えた。この暴行で1人の僧侶が死亡し、街灯の柱に縛り上げられ人々の目の前で暴行された僧侶がいたとの未確認情報が流れたことで、信仰心の深い現地の人々の間には深い憤りと怒りが芽生えた。そして翌日には、地元当局と宗教省の役人がデモに中心的な役割を果たした僧院を訪れた際、憤った住民がこれを包囲し、一行が乗ってきた車に火をつけた。緊迫した事態は10時間に渡って続いた。

パコックでの僧侶への暴力行為に対して、新たに結成された「全ビルマ仏教僧連盟」（ABMA）は、軍政に即時謝罪を求めると共に、物価の値下げ、反体制運動指導者アウンサ

ンスーチー氏ら全政治囚の釈放、そして軍政と反政府勢力の対話を要求した。同連盟は9月17日までに軍政が要求を受け入れなければ、軍政指導部を仏教徒として認めないと迫った。しかし軍政が同連盟の要求を無視したため、連盟側は17日付で軍政幹部を仏教徒とは見なさないと言明し、抗議行動の再開を呼びかけた。連盟に加わる僧侶は軍政関係者と家族からの寄進の拒否を始めた。これは「覆鉢」と呼ばれる象徴的で強力な行動であった。

ビルマ全土の僧侶が同連盟の呼びかけに応じ、9月17日から連日デモを行った。珍しいことに治安部隊は数日の間、抗議行動に規制を加えなかった。とはいえ公安はデモ参加者を写真やビデオを使って記録していた。デモが阻止されなかった理由は不明である。参加者は数百人から数千人へと拡大し、僧侶の数も増え、一般市民も隊列に加わり始めた。

9月22日には決定的な出来事が起きた。豪雨の中をデモしていた僧侶約500人が、アウンサンスーチー氏の自宅前（同氏の自宅軟禁はこの17年間で計12年となる）に設置されたバリケードを通過し、同氏に対する短時間の読経が許可されたのだった。この思いもかけない、前例のないスーチー氏との会見は、抗議行動に参加する人々の気持ちを奮い立たせた。

翌9月23日、推計約2万（うち僧侶約3千人）のデモ隊がラングーン市内をデモし、政治囚ならびにノーベル平和賞受賞者スーチー氏の釈放と共に、軍政に権力委譲を求めるスローガンを連呼した。翌9月24日、デモはさらに大規模となり、推計15万人（うち僧侶3～5万人）となった。1990年総選挙で勝利したものの、その職務を果たすことを禁じられている国民民主連盟（NLD）や、活動が禁止されている全ビルマ仏教僧連盟など、多くの政治団体がデモに参加した。喜劇俳優のザーガナ氏や映画俳優のチョートゥ氏などの著名人が、デモを行う僧侶に対し、人々の目の前で寄進を行い、僧侶が掲げる主張への支持を表明した。同様のデモが国内の25の都市で行われた。

* * *

9月24日夕方、軍政はデモへの弾圧に近いことをほのめかした。国営テレビに出演した宗教大臣は、今回の抗議行動を「国内外の破壊分子」による工作と批判した。軍政の監督下にある国家サンガ大長老会議（SMNC）は、僧侶が「世俗の事柄」に参加することや、全ビルマ僧侶連盟などの「非合法」組織に加盟することを禁じた。連邦団結開発協会と区開発評議会（PDC＝軍政の地域レベルでの統治機構）は翌25日の朝からトラックを市内に巡回させ、拡声器を通して市民にデモに参加しないよう警告した。こうした警告にもかかわらず、9月25日にも前日同様に大規模なデモがラングーンの街頭で行われた。デモへの弾圧はこの翌日から始まった。

9月25日夜、軍政は夜間外出禁止令を發布し、ザーガナ氏などデモ参加者を支援した著名人の逮捕に踏み切った。大量の国軍部隊がラングーンに投入された。

翌9月26日朝、暴動鎮圧部隊と国軍部隊がシュエダゴン・パゴダに集まった僧侶を包囲して暴行を加え、多くの僧侶が重傷を負った。これがデモ参加者に対する激しい弾圧の第一歩となった。複数の目撃者によれば、暴動鎮圧部隊は僧侶1人に暴行を加えて殺害した。デモ隊は3km離れたスレー・パゴダに移動したが、そこでも機動隊とスワンアーシンのメンバーから暴行を受け、強制解散させられた。この際、参加者の多くが暴行を受け、逮捕された。別の隊列が市内中心部に向かったが、市西部のタキン・ミヤ公園付近で国軍部隊とスワンアーシンに足止めされた。兵士はデモ隊に実弾を水平発射し、少なくとも4人が銃撃された。デモ隊はその場を逃れたものの、ストランド通りで国軍部隊に行く手を阻まれ、一人が銃撃された。市内中心部では他にも複数のデモがあり、非常に混乱した状況が生まれていた。夕暮れには、僧侶と一般のデモ参加者が1kmの隊列を作って中心部を離れた。そこには抗議行動を続けるという人々の意志が表れていた。

9月26日と27日の夜には、治安部隊がラングーン市内各所の僧院を襲撃した。最も陰惨なものはングウェチャーヤン僧院への襲撃で、治安部隊が僧侶側と激しく衝突し、100人あまりの僧侶を逮捕した。未確認情報によれば、襲撃の際に1人の僧侶が死亡した。

9月27日朝、国軍部隊はングウェチャーヤン僧院に再び現れ、僧院内に残っている僧侶を逮捕しようとしたが、前夜の襲撃に憤る地域住民に取り囲まれた。両者による衝突で、高校教師1人を含む、少なくとも7人が治安部隊に殺害された。昼頃にスーレー・パゴダ付近でも衝突が起きた。大勢のデモ参加者を国軍兵士と暴動鎮圧部隊、スワンアーシンが強制解散させたが、このとき兵士は空中に向けて威嚇発砲を行った後、デモ隊めがけて発砲した。日本人の映像ジャーナリスト・長井健司氏が故意に銃殺される模様が映った映像は、世界中に配信されたとおりである。また目撃証言によれば、この他にも男女一人ずつが銃弾を受け、死亡したと見られる。暴動鎮圧部隊とスワンアーシンは多くのデモ参加者に暴行を加え、身柄を拘束した。午後2時頃には、パンソダン陸橋で「闘う孔雀旗」（「88年世代」学生グループの旗）を掲げた学生が国軍兵士によって射殺される事件も起きた。

9月27日には、タームエ第3高校の前でも流血の事態が起きた。同高校前に集まったデモ隊約2万人を国軍部隊が包囲したところに、軍用トラック1台が突入して人々をはね、3人を殺害した。トラックの荷台から降りた兵士は逃げまどうデモ隊に発砲した。この銃撃で複数の死者が出た。兵士は高校の壁をよじ登ろうとしたこの高校の生徒1人に背後から発砲して殺害したほか、付近にある国立図書館横の工事現場に逃げ込んだ若者3人を射殺した。デモ隊を追跡する兵士は、逃げ込んだ人々がひしめきあう水路に発砲し、空の貯水槽に隠れていた1人を故意に射殺した。治安部隊はデモ参加者数百人を拘束して暴行を加えた後、近くの拘禁施設に連行した。ヒューマン・ライツ・ウォッチはこの衝突で少なくとも民間人8人の死亡を確認している。

9月28日と29日には数千人が引き続きデモを実施しようとしていたが、軍政は兵士や暴動鎮圧部隊、民兵組織の数千人をラングーン中に配備し、街頭の支配権を取り戻すことに成功した。スワンアーシンと連邦団結開発協会の民兵組織の役割は特に重要だった。その構成員は暴力的であり、人々が街頭に集まろうとする気配を見せただけでも手当たり次第に暴行を加え、拘束することをいとわなかったので、軍政はこうした組織を使って市内の隅々までパトロールを行うことができたからだ。また治安部隊は、街頭に集まろうとする人々に実弾やゴム弾での発砲を引き続き行っていた。

* * *

街頭での弾圧が行われる一方で、治安部隊はラングーンなどいくつかの都市で、デモに関わった僧院への襲撃を開始し、僧侶数千を拘束し、多くの場合、物理的に僧院を占拠した。拘束された僧侶は収容所に送られて還俗させられ、僧院には戻らず出身地に帰るよう命じられた。拘束を免れた場合でも、僧院自体が占拠されているため、地元に戻らざるをえない僧侶が多かった。僧侶が大量に逮捕され、還俗させられ、また僧院が軍によって占拠されたため、ラングーン市内には僧侶の姿がほとんど見られなくなった。僧院の占拠と襲撃は、この報告書が刊行された12月上旬の時点でも続いている。例えば軍政当局は11月27日に、HIV／エイズ患者の保護も行う、有名なマギン僧院の閉鎖を命じた。多くの僧侶が現在もなお拘束されている。

家宅捜索と逮捕の標的となったのは僧侶だけではない。治安部隊は、デモの最中に公安が撮影・収集した写真や動画を使って、デモに参加したと疑いのある市民数千人の身柄拘束を直ちに開始した。大量逮捕作戦からはっきりと明らかになるのは、軍政は国民生活に深く入り込んで、人々の間に恐怖心を起こさせる、全体主義的な能力を備えていることだ。たとえば軍政は、区開発評議会、連邦団結開発協会、スワンアーシンといった何層ものネットワークを使うことで、国民を詳しく監視・威圧する能力を備えており、怪しいと思われる人物を誰でも逮捕している。9月のデモ以来、軍政は組織的に弾圧を行っている。

国営マスコミは非拘束者の総数をわずか2836人とし、現時点で収容が続いているのは91人だけだと発表している。しかし拘束された人の総数も、現在収容されている人の数も実際にははるかにこれを上回っている。最も懸念すべきことは、軍政は抗議行動が始まってからこつ然と「失踪した」数百人についての説明を一切行っていないことだ。当人の家族は、行方不明になった当人が拘束中なのか、殺されたのかを確認することができないでいる。

被収容者の身柄拘束先は、ヤンゴン市庁舎やチャイッカサン競技場、国立技術高等専門学校などの仮設収容所であり、収容条件は生命に危険を及ぼしかねない不衛生なものだっ

た。ヒューマン・ライツ・ウォッチでは、仮設収容施設で少なくとも7人が死亡したことを確認しているが、全体での犠牲者はずっと多いと思われる。被収容者はまず基本的な事項について尋問を受ける。そして反体制活動家であるか、抗議行動に参加した疑いがある場合には、更なる尋問のためにインsein刑務所などの収容施設に移送された。ヒューマン・ライツ・ウォッチは仮設収容施設とインsein刑務所の双方で行われた深刻な虐待行為と拷問を確認している。例えば、ある被収容者は長い間逆さ吊りにされたまま殴られていた。また尋問中に意識を失う、「圧迫姿勢」の強要や睡眠妨害といった虐待を受けた被収容者も複数存在した。

僧院への襲撃と同様に、本報告書が発行される12月上旬にも当局による逮捕は続いており、ヒューマン・ライツ・ウォッチにはほぼ連日、新たな逮捕者が出たとの情報が寄せられている。11月上旬には全ビルマ仏教僧連盟の代表であるウー・ガンピラ師が逮捕され、国家反逆罪で訴追された。11月13日には労働運動家のスースヌウェ氏と、氏と活動していたボーボーウィンフライン氏がラングーンで逮捕された。国連人権特別報告者のパウロ・ピニエイロ氏の訪緬中の出来事だった。11月20日には民族勢力の指導者とNLD幹部がラングーン市内で拘束された。

* * *

今回ビルマ国民は、数十万人の規模で、勇気を再度みなぎらせて軍政指導部に抵抗した。人々の要求ははっきりしている。世界の大半の人々が当然のものとなしている基本的諸権利を求めているのだ。軍政支配の終結、民主化、反体制運動指導者アウンサンスーチー氏など政治囚の釈放である。その中でも最も重要なことはおそらく、ビルマでの強権政治が国の隅々にまで生じさせている恐怖と暴力から解放された生活への希求だろう。ビルマ国民は逮捕や拘束、拷問の恐れを感じることなく、自らの意見を自由に表明し、集まり、抗議行動に取り組むことを望んでいる。軍政幹部は、自らの支配に対して公然と反旗が翻ったことに明らかに動揺し、流血の弾圧によって今回の運動に対処し、「いつものやり方」に戻そうと必死になっている。それはビルマでは独裁的な支配体制と広範な人権侵害、あらゆる反体制的な発言が封じられた状態のことだ。

ビルマ政府は、平和的なデモへの暴力的な弾圧がもたらした深刻な人権状況に対処する手段をまったく講じていない。不幸なことに、これは今に始まったことではない。ビルマ政府は1990年の総選挙結果を反故にして以来、改革の必要性を訴える友好国や批判者からの声は一切耳を貸してこなかった。

国際社会の反応はまちまちである。弾圧の直後に国連安全保障理事会はイブラヒム・ガンバリ事務総長特使をビルマに派遣し、公聴会を行い、憂慮を示す議長声明を発表した。しかし武器禁輸や金融分野などの制裁を伴う決議が採択され、また文民統治への復帰と自由で公正な選挙の実施に向けた、ビルマにふさわしい具体的な措置への要求が行われれば、安保理の動きはもっと高い効果を生んだだろう。米国は事態に強い態度で臨み、追加制裁措置を発表するとともに、中国・インド・日本とASEANに制裁措置の実施とビルマ軍政に圧力を掛けるよう強く働きかけた。欧州連合（EU）も制裁措置を実施するほか、厳しい非難声明を発表している。ただしEU側に、ビルマ軍政指導部が実際に痛手を負うような金融制裁措置を実施するつもりがあるのかははっきりしない。

報道によれば、中国はビルマ政府に対してガンバリ特使とピニエイロ特別報告者のビルマ訪問を許可し、軍政側がアウンサンスーチー氏と会見するように圧力を掛けたとされているが、中国は最近になって国連安保理がビルマ問題でこれ以上行動を起こすことには反対するとの姿勢をとっている。中国は一般にビルマ軍政の後ろ盾だと見なされており、その意味ではビルマ問題の一部とも見なされている。ASEANは弾圧時に「嫌悪感を覚える」と強い調子の声明を出して多くを驚かせたが、その後のシンガポールでのサミットでは各国が同一歩調をとってガンバリ氏による加盟国首脳へのブリーフィングも実施しなかった。インドは弾圧にはほとんど反応しなかっただけでなく、自国の金融面での利害と、ビルマ軍政に中国以上の影響力を行使したいという思惑を優先させ、これまでに行ってきた平和的で民主的な改革への支持を引っ込めた。ビルマに影響力のある国としては他に日本があるが、中途半端な態度は変わらなかった。援助の一部を取りやめはしたが、それも日本人ジャーナリストが殺されたことで世論の反感が広がってからのことだった。

* * *

「変革は国内から生じなくてはならない」ことは言を待たない。そして変革こそ、抗議行動に参加した人々が平和的な手段で模索してきたことだった。だが人々に軍政からの答えとしてもたらされたのは暴力と弾圧だった。今こそ国際社会が自らの役割を果たすべき時である。武器や貿易、投資、外貨に関する対外依存度を深めるビルマのような国に対し、国際社会は同国の国内改革を推進する上できわめて重要な役割を果たすことができる。

関係国や国際機関は一致団結して弾圧を非難し、政府と軍政指導部に金融制裁を課し、武器禁輸措置を採択・実施し、弾圧中に起きたことの実情を正確に把握するための国際的な調査団の受入を要求し、弾圧の中止とビルマ国内での基本的人権の尊重の促進を求める訴えに支持を表明するべきである。ビルマに必要なのは根本的な変革であり、そのためには国際社会の団結と、特に中国・インド・タイ・日本・シンガポール、また域内の関係諸国からの支援が求められている。だが今のところ、事態が好転する兆しはない。

中国は、ビルマ軍政の最も強力な後ろ盾として鍵を握る存在である。中国政府は2007年1月、ビルマに関する国連安全保障理事会決議に拒否権を行使し、軍政指導部を守った。この動きが明らかにしているのは、再度決議案が上程されても中国は拒否権を行使するということだ。中国は2008年の北京オリンピックを控える現在、冷酷な独裁政権をこのように手厚く保護することに付随するリスクを理解すべきである。

今回の事態はビルマの将来にとって非常に重要な局面である。確かに弾圧と逮捕が続いてはいるが、国家の将来に向けた闘争の結末はまだ見えていない。中国・インド・タイなどは、ビルマの有力な隣国でありながら、長年苦しみを味わってきたビルマ国民のためにほとんど何もしないか、あるいはまったく動こうとしてこなかった。歴史はこうした国々に対して厳しい審判を下すだろう。中国・インド・タイなどが軍政指導部を保護している限り、ビルマ軍政は難局を乗り切ることができるように思われる。だが、それもビルマ国民が再び立ち上がるまでのことだ。そしてその時は必ず訪れる。

(詳しい勧告は本報告書の末尾に掲載した)

第9章 勧告

ヒューマン・ライツ・ウォッチは、本報告書内でビルマ政府に対する直接の勧告を行わない。これは当団体にとってはまれなことである。総選挙結果が1990年に無効にされて以来、国連総会や国連機関などの国際的な組織や関係国政府、当団体などのNGOが何十回となく誠意ある勧告を行ってきたが、ビルマ政府はこれらを一様に無視してきた。緊急にとられるべき措置はいくつもあるが、なかでもビルマ政府が恣意的に拘束している人々を即時釈放し、死者・「失踪者」に関する釈明をただちに行うことは、とりわけその度合いが高いこと、また重大な人権侵害の責任者全員が法に基づいて裁かれるべきであることは自明である。本報告書では、ビルマでの広い意味で捉えられた危機的な人権状況広範な人権侵害を終わらせる上で、同国政府に影響力を持っている、または持ちうるアクターへの要請を行っている。

制裁措置

ヒューマン・ライツ・ウォッチは、国連安保理によるビルマ制裁措置の発動を、もし安保理が発動しない場合には、多国間または一国による制裁措置の発動を緊急に勧告する。制裁措置はビルマ政府が具体的に人権状況を改善するまで継続されるべきである。ここでいう状況の改善とは、例えば、表現・結社・集会の自由などの基本的人権を行使したことを理由に恣意的に拘束された人物をすべて釈放すること、今回の弾圧によって治安部隊が殺害・拘束・収容している人の数と所在地、状態について正確な説明を公式に行うこと、また文民統治に復帰することである。制裁措置は以下の事項を含むべきである。

- ・ ビルマへのあらゆる武器・弾薬の売却と譲渡を、強制的かつ完全な形で禁止すること
- ・ 対象を絞った制裁措置（金融制裁など）の対象は、人権侵害行為の責任を負う軍民双方の高官、ならびにこうした人物による制裁逃れを支援し、あるいは共謀する恐れのある者を対象とすべきである。制裁対象者は公正な手続きによって同定される

べきであり、制裁措置は、人権状況への効果と、以下に概説する手順が踏まえられているかという二つの点について定期的なモニタリングの対象となるべきである。

- ・ 対象を絞った金融制裁を、軍政が所有し管理する企業、またはその収益が軍政に多額の収入をもたらす企業に課すこと。対象となる主体の一例は、国営ミャンマー石油ガス公社（MOGE）である。同公社はエネルギー省の管理下にあり、その収益は軍政の収入となる。さらに制裁対象となる企業への支払いや合併も禁止すること。
- ・ ビルマの主体と個人に課す対象を絞った金融制裁では、対象となる個人・主体の資産凍結を行うだけでなく、金融制度や金融サービスへのアクセスも禁止されなければならない。これには、手形決済銀行を通じた金融取引、または国際銀行間通信協会（スウィフト、本部ベルギー）など制裁を課す政府の管轄下にある金融サービスを用いる金融取引すべてを明示的に禁止することが含まれる。
- ・ 制裁対象となるビルマの個人と主体については、金融取引を制裁非実施国で開始または終了させるなどして金融制裁を迂回することがないようにしなければならない。対象を絞った金融制裁の効果を最大限に高める上で重要なのは、金融の中心地（EU、スイス、米国など）が制裁対象となる個人と主体が第三国経由での金融取引を行う能力を厳しく制約する措置を講じることだ。この場合、金融の中心地はその管轄圏内で取引を希望する国外の金融機関（例えば、シンガポールの銀行がEUやスイス、米国内で取引を行いたい場合）に対し、制裁対象であるビルマの個人と主体による金融取引を禁じる措置を実施していることを確認するよう求めることになる。
- ・ 対象を絞った制裁は、輸入品と輸出品のほか、軍に多額の利益となるか、深刻な人権侵害行為と結びついている、あるいはその両方となるビルマ国内の経済セクターに対する新規投資も対象とすること。とりわけ、石油業（原油、天然ガス）、鉱業（宝石、金属、鉱物）、林業（丸太、材木）が、また水力発電やその他の大規模なインフラ整備事業が対象となる²⁶⁵。

²⁶⁵ 以下を参照。ヒューマン・ライツ・ウォッチの2007年11月17日付声明「軍政を支援し、残虐行為を後押しする宝石ビジネス」
(<http://hrw.org/english/docs/2007/11/12/burma17316.htm>)、また2007年11月19

人道援助

ヒューマン・ライツ・ウォッチは、食糧、保健医療、住居、その他の基本的ニーズに関する深刻かつ広範な格差の拡大に対処するため、ドナーによる対ビルマ人道援助を大幅に拡大することを緊急に勧告する。しかしこうした人道援助は要件が満たされた場合にのみ供給されるべきである。要件を満たすために、ビルマ政府は以下を行わなければならない。

- ・ 人道援助の独立した、かつ専門的な方法による配布への妨害をやめることを公約すること

人道援助の効果を最大限に発揮させるため、ドナーは次のことを行うべきである。

- ・ 人道援助の配布が、政府や軍関係者からの不必要な干渉なしに独立して実施されるようにすること
- ・ 人道援助の独立かつ公正な配布への干渉、援助物資の不公平な配布、また軍の統制拡大のような援助の目的外利用を当局が行おうとする場合、これを拒否すること
- ・ 市民社会団体との関係について、特に辺境地域でのモニタリングに関して柔軟に対応すること、また小規模プロジェクトのプロポーザルに応じる体制を作っておくこと
- ・ 国内避難民（IDP）への人道援助提供にあたり、すべての誠実なアクター（政府と停戦に達していない民族組織を含む）と協働すること。きわめて弱い立場に置かれている国内避難民の移動状況を詳しくマッピングし、援助を提供するにあたり、話し合いを行うための努力がなされるべきである。以上は独立かつ公正な人道援助と民間人の保護の精神に従って行われるべきである。

日に掲載した特集ページ「ビルマ：原油とガスへの対外投資が頼りの軍事政権」

(<http://www.hrw.org/campaigns/burma/drilling/>)

- ・ 紛争地域や停戦地域での保健、教育、食糧、生計の立て方、土地と所有権、地雷、農業、H I V／エイズ、ジェンダー、子どもなどの基本的ニーズに関する調査に資金を拠出すること。その目的は、各分野での人道援助をよりよい形で実施・提供するすることである。
- ・ 情報のギャップと人道保護の具体的なニーズを明らかにするため、参加型の調査事業を開発すること

国連安全保障理事会への勧告

- ・ 民主的な文民統治を可及的速やかに確立するために、すべての政党、ビルマに多数存在する民族の代表、社会政治活動家、仏教僧団、その他の市民社会団体と、実質的で系統的、かつ期限付きの交渉を要求すること
- ・ ビルマへの武器の販売と譲渡を全面禁止する強制的な措置を早急に決定し、実行に移すこと
- ・ ビルマの石油・天然ガスセクターに対する新規投資を全面禁止する決議を採択すること²⁶⁶
- ・ ビルマ国軍が所有または管理するか、その収入の大半が軍事活動の資金源となっている主体との金融取引を禁止する決議を採択すること
- ・ 子どもと武力紛争に関する国連安全保障理事会決議第1539号（第5段落）と同第1612号（第9段落）に基づき、国家平和開発評議会が子ども兵士の採用と配備を停止していないことに対処するため対象を絞った措置を講じること²⁶⁷

²⁶⁶ ビルマの油田・ガス田への対外投資については、2007年11月19日に発表した以下の資料を参照のこと。<http://hrw.org/english/docs/2007/11/16/burma17356.htm>

²⁶⁷ 例えば次の報告書を参照。ヒューマン・ライツ・ウォッチ「売り飛ばされた子どもたち：ビルマでの子ども兵士の採用と配備に関する報告」（2007年10月）
<http://hrw.org/reports/2007/burma1007/>
 報告書の要約と勧告の日本語訳は以下のURLにある。
http://hrw.org/reports/2007/burma1007/burma1007sumandrecs_bu.pdf

- ・ ビルマ情勢に関する公開協議を行い、同理事会名での声明をさらに発表し、2007年10月11日付の国連安全保障理事会議長声明に沿った形での追加行動をとること。この声明では政治囚と被拘束者全員の釈放、ならびにアウンサンスーチー氏と、すべての関係当事者ならびに民族組織が参加する実質的な対話の実施が求められていた。しかしいずれの要求も実現されていない。
- ・ 同理事会の要求をビルマ政府が尊重していないことを明確に指摘し、同国の人権状況の深刻さに言及した決議を採択すること
- ・ ビルマの人権状況に関する特別報告者パウロ・セルジオ・ピニエイロ氏を招請して同理事会での報告を依頼し、氏が2007年11月にビルマを訪問した際の調査結果を理事国が直接聞く機会を設けること。
- ・ 国家平和開発評議会に対し、イブラヒム・ガンバリ国連特使が今後ビルマを訪問する際も含め、時間稼ぎ戦術を止めるよう求めること。また「公約は行動を伴うものである」との10月11日の議長声明での呼びかけを強調すること
- ・ ガンバリ氏が面会を望むすべての人物（88世代学生の幹部や1990年総選挙の当選議員、僧侶、被拘束者など）と会見できるよう要求すること。
- ・ ビルマ政府がこれまでに見せた歩み寄りは、きわめて限られているにせよ、国際社会の圧力への反応である点に留意すること。したがってこうしたわずかな譲歩は、歓迎すべきことであるとはいえ、同理事会による圧力の継続と維持の重要性を示すものである。
- ・ 国連機関や国際援助団体などの国際人道援助組織の活動への不必要な、または過度の制約を停止するよう求めること

国連事務総長とイブラヒム・ガンバリ国連特使に対して

- ・ すべての政党、ビルマに多数存在する民族の代表、社会政治活動家、仏教僧団、その他の市民社会団体と、民主的な文民統治を可及的速やかに確立するために、実質的で誠意ある交渉の席に着くようビルマ政府に要求すること

- ・ そのような努力がビルマ政府、またはその最も親しい外交上のパートナー（例えば中国）による単なる時間かせぎや、明確かつ具体的な改善に向かわずに、対話のための対話に国連を引き入れることに用いられないようにすること
- ・ 安全保障理事会が継続的に公開協議を行い、公式声明を発表するよう働きかけること。人権問題と政治状況を改善するようビルマ政府に圧力をかけるため、公式声明を引き続き発表すること

国連人権理事会に対して

- ・ 2007年12月の会期で行われる特別報告者の報告を承認すること
- ・ 国際的な調査団を設置し、ビルマ政府に対して最近数カ月の出来事に関する完全な説明を要求すること
- ・ 特別報告者や調査委員会の他、特別な手続きによって今後なされる独立した調査について、ビルマ政府に完全な協力を求めること。具体的には、政治囚などすべての人物に制限なくアクセスすることができるようにすることや、収容施設など特別報告者が訪れたい場所に自由に訪れることができるようにすることが含まれる。

オーストラリア政府に対して

オーストラリア政府は2007年10月24日に、国家平和開発評議会（SPDC＝現ビルマ軍事政権）とその主要なサポーターに対し、オーストラリア国内法に基づき、大変厳しい金融制裁を課した。この措置では、銀行（為替）規則第1959号に基づき、オーストラリア準備銀行の同意なしで行う418人への資産の移動を禁止している。名前が挙がっている個人は、現役または退役した軍政高官と軍当局者および、その近親者、連邦団結開発協会の幹部、軍事政権と深く癒着する実業家、「政府の経済政策から利益を得る」人々などである。ヒューマン・ライツ・ウォッチはオーストラリア政府に対し、次の措置も実施することを求める。

- ・ オーストラリアの銀行と企業に対し、上述の金融制裁を順守させること

- ・ オーストラリア政府は多国間越境犯罪とテロ対策に関するワークショップを提供しているが、これへのビルマの警察と軍当局者の参加を見合わせる。抑圧的なビルマの治安部隊に正統性を与えることになるためである。
- ・ 麻薬取り締まりと人身売買防止に関するイニシアティブについて、オーストラリア連邦警察（AFP）と共に活動するビルマの警察、軍関係者、政府当局者が人権侵害に関与していないことを確認するための綿密な調査手順を定めること。またこうした事業に関わるオーストラリア政府当局者に関して、ビルマ国内で働くオーストラリアの当局者が当該地域で行われた人権侵害事例を報告するメカニズムを設置すること
- ・ ビルマ国民への人道援助を増強すること。ただし上で概説した援助実施のための要件が満たされた場合に行うこと。
- ・ タイで生活する 15 万人以上の難民を含む、ビルマ国外の難民社会への援助について、また紛争地域で生活し、ビルマ国内で 50 万人以上と推計される国内避難民（IDP）への援助について、その額を増やすこと
- ・ ビルマ難民の受け入れ数を増やすこと。ビルマの近隣国（タイ、中国、インド、バングラデシュ、マレーシアとシンガポール）を促して、1951 年の難民条約が定めるこれらの諸国の義務を認識させること。

中国政府に対して

中国はビルマの隣国のうち最も強大かつ重要な存在であり、主要な投資元であり武器供給元であると共に、最大の外交上の後ろ盾である。したがって中国には特別な責任がある。中国は以下のことを行うべきである。

- ・ 中国からビルマへの武器移転に関する全面的な禁輸措置をただちに実施し、軍事訓練と軍関係の輸送や援助、協力をすべて見合わせること
- ・ ビルマの危機的状況に対処するため、制裁などの集団的行動を求める国連安全保障理事会決議に賛成すること、あるいは拒否権を発動することを見合わせること

- ・ ビルマに関する適切な多国間制裁措置の策定と採択に向けて、他の安全保障理事会理事国と建設的な形で協力すること
- ・ 安全保障理事会による制裁措置がなくても、中国は（他国とともに）上で概説した手段を促進することを目的として、対象を絞った制裁を課すために行動すべきである
- ・ ビルマへの新規投資と、特定の製品についてのビルマからの輸入を禁止すること
- ・ ビルマ国軍が所有または管理しており、かつその収入の大半が軍事行動に（社会関係支出ではなく）使われている主体との合併、またはそうした主体への支払いを禁止すること
- ・ ビルマ国軍が所有または管理するか、その収入の大半が軍事行動に（社会関係支出ではなく）使われている主体との金融取引を禁止する決議を採択すること
- ・ 多国間制裁に関する上述の諸条件が満たされるまで、計画中のビルマ・中国間の石油・天然ガスパイプラインに対する、北京五輪の公式スポンサーでもある中国石油天然気集团公司（CNPCC、ペトロチャイナ）と中国石油化工集团公司（シノペック）の参加を見合わせる。計画中の陸上パイプラインが建設された場合、ビルマの深刻な人権状況はさらに悪化する。
- ・ ビルマ国内での陸上パイプライン建設事業関係の活動を見合わせる。人権侵害への負担なしにこうした事業を遂行することはできないからである。
- ・ 中国企業（ビルマと商関係のある国営企業を含む）に対し、直接あるいはビルマ国軍が管理する主体を通じたビルマ国軍への支払いのすべてについて、公にかつ完全な形で明らかにするよう指示すること

欧州連合（EU）と加盟国に対して

総務・対外関係理事会（GAERC）の2007年10月15日の結論で、EUは、ビルマの現状がきわめて深刻であり、「より強い措置を通じてビルマ政府への直接的な圧力を増す」べき時期との見解を示した。

そしてEUは、ビルマからの材木、宝石用原石、貴金属の輸入ならびに、これらのセクターへの機材輸出と新規投資を禁止することで大きな一歩を踏み出した。EUは長期にわたってビルマ政府に直接関係する個人と団体について、その資産と経済資源を凍結しており、国有企業の経営者とその家族への査証発給も規制してきた。EUの制裁リストには 386 人のビルマ出身者の名前がすでに挙がっている。こうした措置はすべて歓迎されるものである。これ以外にもEUと加盟国は次の方策をとるべきである。

- ・ 現在のEUによる制裁の枠組みの妥当な展開として、EUは、制裁対象となっている主体と個人がEU域内の銀行制度を利用することを禁止すべきであり、またその主体と個人がEU域内の手形決済銀行を用いた金融取引をいかなる形であれ行うことができないようにすべきである。
- ・ 外国金融機関がEUの対ビルマ制裁を順守しない場合には、当該機関によるEU諸国内の金融制度の利用を禁止するような強力な資金洗浄防止策と制裁措置を採択すること。国際的な取り組みが強化されてはじめて、現軍事政権は制裁措置による打撃を受けることになる。
- ・ EUによる制裁が不断に見直され、強化され、また同様の考えを持つ諸国との円滑な連携を通して、最大の効果を発揮できるようにすること。
- ・ 新たに任命されたEUビルマ特使であるピエロ・ファッシノ氏が、任務のひとつとして、ビルマ政府当局者と主体に対するEU制裁の効果的実現を確実にすること
- ・ 子どもと武力紛争に関するEU自身のガイドライン、ならびに既にEUが行っている対ビルマ武器禁輸措置と足並みを揃える形で、EUは12月の総務・対外関係理事会の場で、国連安全保障理事会が遂行すべき子どもと武力紛争に関する責務に沿った形で、同理事会による対ビルマ武器禁輸の実現を追求することに公式に合意すべきである。

インド政府に対して

ビルマで1988年の民主化運動が弾圧され、1990年総選挙結果が無効とされた際、インドは国民民主連盟（NLD）と反政府民主化勢力を支持した。しかし最近10年はビルマ

軍事政権と緊密な関係を築いている。インドは現在ビルマにとって有力な武器供給国、有力な投資国、有力な天然ガスの輸入国となっており、ビルマの国家元首であるタンシュエ将軍を国賓として最高の待遇で迎えることさえしている。インド政府当局者によれば、こうした政策をとっている理由の一つは経済的なものであり、特にエネルギーの需要に関わっているという。また北西部国境でのゲリラ対策にビルマ政府の支援をとりつけることで国家安全保障を確保するためであり、ビルマと域内への影響力の点で中国に劣らないようにするためでもあるという。インドは世界最大の民主主義国家として、特にビルマのようなきわめて抑圧的な隣国の政府に対して、自国の外交政策に倫理側面を有することが期待されて当然である。インド国民また世界中の人々の多くがインド政府の立場に愕然とし失望している。インド政府は方針を反転させるべきであり、また以下のことを行うべきである。

- ・ 政府による僧侶と反対運動への参加者に対する弾圧と、組織的人権侵害について、ビルマ政府を強く批判する公式声明を発表すること。自制や国民和解を呼びかける腰の引けた時期外れの声明によって、国際社会の一致した対応を弱体化し、ビルマ政府首脳に対してインド政府は引き続き支援を行うとのメッセージが送られている。
- ・ インドからビルマへの武器移転に関する全面的な禁輸措置をただちに実施し、軍事訓練と軍関係の輸送や援助、協力をすべて見合わせる事
- ・ 国際人権基準を守ることになっている民主主義国家として、上で概説した制裁措置を実施する上でリーダーシップを発揮すること
- ・ 国家平和開発評議会が反体制派との対話を開始し、弾圧を停止するよう軍政に圧力を掛けること。「民主化への七段階行程表」は、継続的な軍事支配をカモフラージュするだけのものであるため解体し、代わりにビルマの政党と民族組織が実質的に支持する計画に置き換えるべきである。
- ・ 国家平和開発評議会に対し、国内のすべての当事者の見解を真に反映し、文民政府の創設につながる、憲法に関する新たな合意をもたらすような開かれた透明な憲法制定作業によって機能する、真の意味で代表的であり、かつ参加型の国民会議を再度招集することを強く求めること

日本政府に対して

日本の対ビルマ政策は、この1年間ポジティブな方向に動いている。国連安全保障理事会の非常任理事国として、日本は1月のビルマに関する安保理決議に賛成投票を行った。ビルマ政府と協力して、あるいは政府を通して行う援助の案件数を削減する措置を講じた。これらは歓迎されるべきことである。しかしビルマでの弾圧に対する日本の反応は微温的なものであり、現在までのところ、1つの案件（人材開発計画）を停止するに留まっている。政府当局者らさえ、日本人ジャーナリストの長井健司氏が殺害され、世論が憤慨することがなかったならば、この対応さえなかったことを認めている。

ビルマに対する最大の援助国の位置を長年占めてきた国として、日本はもっと明確で強いメッセージを発し、行動するべきである。日本政府は次のことを行うべきである。

- ・ ビルマ政府に対し人権侵害を停止し、政治改革に着手するようもっと公然かつ声高に働きかけること。
- ・ 包括的な再検討が行われるまでビルマ国内のすべての援助案件を見合わせる。直接ビルマ国民の利益となる人道援助案件のみが再開されるべきである。福田首相はこうした措置が進行中であることを最近確約した。しかしヒューマン・ライツ・ウォッチが最近外務省当局者らと行った会合によれば、こうした措置はまだ実施されていない。
- ・ 人権と民主主義に関わる事業と活動家への支援を避ける方針（ビルマ政府の気分を害することを恐れてのことと思われる）を撤回すること
- ・ 独立した国際的な人権調査者が、僧侶や人々（長井健司氏など）の殺害など軍事政権が行っている広範な人権侵害行為を調査するために、ただちにビルマ国内で調査が行えるよう、ビルマ政府への働きかけを率先して行うこと
- ・ UNHCRやNGOと協力し、ビルマ難民の再定住受け入れを早期に行うこと

ロシア政府に対して

- ・ ビルマの危機的状況に対処するための制裁などの集団的行動を求める国連安全保障理事会決議への拒否権発動を止めること。拒否権の行使はロシアを軍事独裁政権の側に位置づけ、ビルマ国民と対立させるものである。
- ・ ロシアからビルマへの武器移転に関する全面的な禁輸措置をただちに実施し、軍事訓練と軍関係の輸送や援助、協力をすべて見合わせる事

シンガポール政府に対して

- ・ ビルマ国内の改革を迫るために東南アジア諸国連合（ASEAN）内でリーダーシップを発揮し続けること
- ・ ビルマ政府と政府当局者がシンガポール国内に多くの公用、または私用の口座を開いていることが確認されているので、標的を絞った金融・銀行制裁措置に完全に協力すること

タイ政府に対して

タイはビルマの最大の貿易相手国である。また 2006 年には国家平和開発評議会に 21 億 6000 万米ドルの収益を直接もたらした石油セクターを特に通じて、ビルマへの最大の外貨供給国となっている。タイはまた ASEAN などの国際外交の場でビルマを擁護する有力な存在でもある。タイはビルマに大きな影響力を及ぼしているが、金融と外交面での支援を通してビルマ政府を存続させてきた。タイは以下の行動を行うべきである。

- ・ タイ企業（ビルマと商関係のある国営企業を含む）に対し、直接あるいはビルマ国軍が管理する主体を通じたビルマ国軍への支払いのすべてについて、公にかつ完全な形で明らかにすること
- ・ ビルマ国軍が所有または管理しており、かつその収入の大半が軍事行動に使われている主体との商取引、またはそうした主体への支払いを禁止すること

- ・ 計画中の石油・天然ガスパイプラインについて、タイ国営石油探査開発会社（PTTEP）による新規投資を見合わせる事。こうした事業の実施によってビルマの深刻な人権状況はさらに悪化することになる。同一の理由から、ビルマ国内の水力発電用ダムの建設に関与するタイの民間あるいは公営企業も同様の事業停止を行うべきである。
- ・ 他のASEAN加盟国に対し、ASEANと国連の枠組みの両方を活用した、ビルマに関する適切な集団的行動の策定と採択を行うよう強く働きかけること
- ・ タイはビルマの隣国として、国連難民高等弁務官が国際的な保護を難民に提供するために、そのマンデートに従ってビルマからの庇護申請者全員に対して行う、難民の地位の決定業務を再開するのを許可するべきである。タイは現在、武力紛争から逃れた人々だけが保護される資格があり、一時的に滞在できるとの方針をとっているが、これを断念すべきである。ビルマから逃れた人々は、1951年の難民条約が難民認定の根拠として挙げている迫害形態のいずれにかついても十分な恐れがある場合には、経験した迫害が武力紛争に関連しない場合でも、難民として認定されるべきである。

米国政府に対して

米国は長年にわたり、ビルマの人権状況と政治情勢に対処するに当たって国際的に率先する役割を果たしてきた。米国はビルマへの新規民間投資と直接の輸入に関して長年禁止措置を課してきた。最近の弾圧以降、米国政府による対象を絞った制裁措置は、ビルマ政府内の主要な個人と家族、軍事政権と深く癒着する実業家に対して行われており、米国内の銀行を経由する金融取引を防いでいる。この手法は2001年9月11日の攻撃以降に米国政府が用いることのできるようになった新しい手段を活用しており、政府は外国の銀行が米国の国内法を順守していない場合（他国に制裁措置を行っている場合も含まれる）、当該行による米国の銀行システムへのアクセスを拒否することができる。米国は非協力的な銀行へのアクセスを実際に拒否するには至っていないものの、伝えられるところでは、シンガポールの銀行など海外の一部の銀行に対し、制裁対象となるビルマ人の個人口座を凍結するよう説得した。米国はまた以下のことをすべきである。

- ・ ビルマの政治危機に関して国連が後援する仲介を支持すること、またビルマ問題を国連安全保障理事会の議題としつづけるための努力を続けること
- ・ ジョージ・W. ブッシュ大統領が2007年9月24日に発表した、軍所有企業への金融制裁の対象を、人権侵害の責任を負う国家平和開発評議会当局者高官全員、また制裁対象者による制裁逃れを支援し、あるいは共謀する恐れのある者にまで拡大すること。
 - 米愛国者法第311条に則り、米国の金融制裁が対象とするビルマ政府幹部と企業体との取引を続ける米国外の銀行に対し、米国の銀行システムへのアクセスを拒否すること。
 - 現行の制裁措置では、第三国で加工されたビルマ産宝石を米国内で販売することができる。この抜け穴を塞ぐこと。
 - 制裁措置の実施にあたって、欧州連合やオーストラリア、シンガポール、日本など同様の規制を課す可能性のある国や、世界の主要な金融中心地と協調すること

東南アジア諸国連合（ASEAN）に対して

ASEAN加盟国は、改革を約束しておきながらそれを破ることの繰り返しをするビルマの行動に長い間当惑させられてきた。ビルマは、イブラヒム・ガンバリ氏の前任者であるラザリ・イスマイル氏に、氏がASEAN、特に当時のマレーシア首相マハティール・モハメド氏の強力で緊密な支援によって指名されたにもかかわらず、協力しなかった。ここ数年はASEANと一部の加盟国がASEANの内政不干渉原則をやめ、ビルマ政府を公に非難し、民主化と国民和解の実施を求めてきた。こうした理由から、ASEANは9月27日に弾圧に関して強い声明を発表し「ミャンマーでのデモが暴力によって抑圧されているとの報告に接し、ASEANとして嫌悪を表明する」と述べた。今こそこうした言葉を実行に移すべき時である。ASEANは以下のことを行うべきである。

- ・ ビルマの危機的状況について対処することを目的とした、制裁などの集団的行動を呼びかける国連安全保障理事会での決議を支持すること
- ・ 安全保障理事会が制裁を実施していないことを踏まえ、ASEANと加盟国は現在進行中の弾圧の終結に向けて、対象を絞った制裁措置を課す方向で動くべきである。制裁の内容としては、新規投資の禁止、特定の製品（宝石、材木など）のビルマからの輸入の禁止、ならびにビルマ国軍が所有または管理するか、その収入の大半が軍事行動に（社会関係支出ではなく）使われている主体との合併、またはそうした主体への支払いの禁止が挙げられる。
- ・ ASEANとしてビルマへの武器禁輸を実施すること
- ・ ビルマの人権状況に関する特別報告者が行っている、8月～9月の抗議行動の渦中とその後起きた人権侵害に関する調査を支援すること
- ・ ビルマにASEAN憲章（2007年11月に採択）の遵守を強く求めること。同憲章には民主主義の強化、良い統治と法の支配の向上、ならびに人権と基本的自由の擁護と促進に関する条項が存在する。
- ・ 同憲章の条項が守られない場合、ビルマのASEAN加盟資格を一時停止とすること
- ・ フンセン氏によるクーデター後のカンボジアで1997年に用いられたASEANトロイカを機能させ、ビルマに政治改革と人権擁護に向けて即座に措置を講じるよう強く求めること

ビルマ国内で企業活動または投資を行う企業に対して

- ・ ビルマと商関係のある企業の本社が自国の管轄権内に本社がある政府は、それらの企業に対し、ビルマ軍に対して直接、あるいは同軍が支配する主体を通して行ったすべての支払いについて、またその支払いが行われた場所について、公けかつ完全な形で明らかにすることを求めるべきである。

難民について

- ・ すべての国家、特にタイ、中国、インドとバングラデシュなど近隣諸国は、1951年の難民条約と国際慣習法を守り、ビルマから迫害を逃れてきたあらゆる人が越境し、必要で適切な援助を受け取ることが許可すべきである。